ボートレース浜名湖中央スタンド２階食堂及び売店出店者募集要領

浜名湖競艇企業団

令和６年１月

1. 募集の趣旨

浜名湖競艇企業団(以下「企業団」)が運営するボートレース浜名湖では、「お客様に愛されるレース場」をもとに、常に高水準のサービスを提供することを心がけ、お客様の満足度向上に努めています。

この度、中央スタンド2階食堂及び売店出店者と企業団との契約が令和6年3月 31 日で終了となるため、出店者を募集し令和6年夏頃のオープンを予定しております。2階は主にボートファンが滞在するエリアで、1日平均で約2千人のファンが来場し、土日やビッグレース時には5千人を越えることもございます。

お客様の満足度やレジャー施設としての魅力度の更なる向上に向けて、良品な食事の提供ならびに弁当等を販売することで「食のサービス」を充実させ、同時に食堂及び売店の運営を効率的かつ安定的に実施するため、企画・提案能力、業務遂行能力のある出店者を選定します。

2. ボートレース浜名湖 建物概要

(1) 南スタンド

所在地	静岡県湖西市新居町中之郷 3727-7
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
完成	昭和 47 年 12 月 (耐震補強工事・・・平成 20 年 11 月) (南スタンド1階に外向発売所移設・・・平成 28 年 3 月 30 日)
施設面積	地下1階～4階　延べ床面積 16,716.71 ㎡(内:外向発売所 756.56 ㎡)
食堂・売店	1階コンビニエンスストア、2階食堂、2階売店

(2) 中央スタンド

所在地	静岡県湖西市新居町中之郷 3727-7
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
完成	一期工事・・・平成10年3月 完成 二期工事・・・平成12年3月 完成 (ロイヤルルームリニューアルオープン…平成30年2月17日) (BOAT KIDS PARKモーヴィ浜名湖オープン…令和元年12月14日)
施設面積	地下1階～7階　延べ床面積 35,591.52 ㎡
食堂・売店	1階売店2店舗、2階食堂、2階売店、3階食堂、3階売店

3. 募集内容

（1）施設概要

区分	① 食堂	② 売店
場所	中央スタンド2階	中央スタンド2階
面積	298.26 ㎡	22.14 ㎡
うち厨房・控室部分	85.00 ㎡	―
施設使用料	3,800 円/日	1,500 円/日

中央スタンド
2階

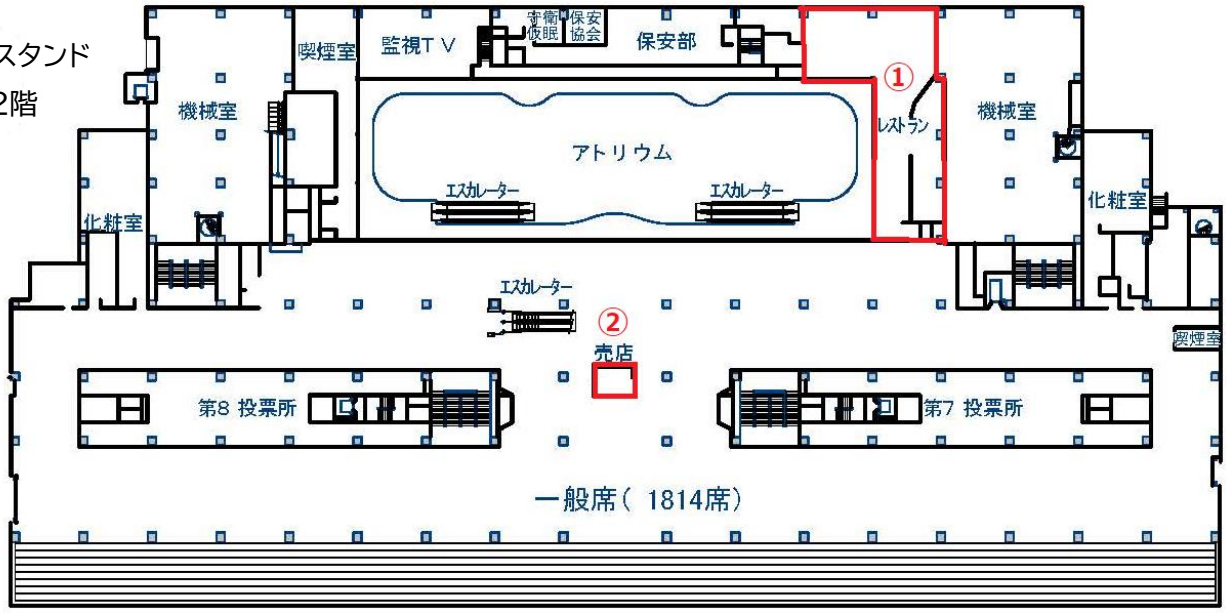

※2階食堂と売店をセットで募集する

※食堂の施設使用料についてお客様エリアは除き、厨房及び控室のみ徴収する

※別途、倉庫や控室が必要な場合は広さに応じた使用料を徴収する

（2）運営方法

① 営業可能日

ボートレース浜名湖本場開催日 （年間200日程度、年度により変動あり）

なお、天災や感染症等により、営業が出来なくなった場合の補償はしない

② 営業可能時間

開門（10時頃）から第12レース終了（16時～17時頃）までを原則とする

※季節やレースグレードによりレース進行時間の変動あり

※営業時間の延長、短縮は企業団との協議により可とする

③ 食堂内の飲食スペースの客席数

80 席設置（カウンターの撤去やテーブルレイアウトにより席数の増減有）

④ 運営方法

・出店者は利用者から直接料金を収受し，飲食店の運営に充てること

・食堂は配膳方法（フルサービス・セルフサービス）や精算方法（現金・キャッシュレス・食券等）は、出店者の提案によるものとする

・売店は対面販売形式（テイクアウト方式）とする

⑤ 営業種目

・食堂の営業種目は食事（定食、麺類、丼、カレーなどの定番メニューのほか、毎日利用しても飽きがこない魅力的なメニュー等）を主体とし、軽食や飲み物、デザートの提供が可能

・売店ではおにぎり、パン、弁当、軽食、菓子類、スイーツ、飲み物等の販売が可能

・アルコールは食堂及び売店でビールのみ販売は可能（要申請） ※瓶や缶の販売は禁止

※オリジナルメニューや季節限定メニュー、ボートレース浜名湖にちなんだメニューなどの開発や提供を前向きに検討していただきたい

（3） 施設使用期間

・令和6年夏から令和7年3月31日まで（原状回復工事の進捗により使用開始時期の遅延あり）。なお、施設使用許可上の違反等がなく、お客様からの評判が良好な場合は、出店期間を1年間更新（延長）できることとする。ただし、通算10年（令和16年3月31日まで）を上限とする。

・使用の許可を取り消す場合においては、企業団と出店者は、使用を終了しようとする6カ月前までに相手側に書面により通知すること。

4. 応募資格

応募できる者は、営業しようとする業種に3年以上の経験を有し、かつ、それぞれの行政庁の許可又は認可を有する法人または個人とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は応募できない。

（1） 20歳未満の者

（2） 禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

（3） 破産の宣告を受け、復権を得ていない者

（4） モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）及び類似競技の関係法律に違反して処罰された者で、処罰が終った日から2年を経過していない者

（5） 他の競走場で食堂や売店の使用許可を受けている者で、その競走場において許可の取消し及び停止を受けた日から2年を経過していない者

（6） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者

（7） 住民税（法人にあっては法人税及び消費税）の未納がある者

（8） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員並びに準構成員である者

（9） 良識及び品性等に欠け、モーターボート競走の公共的事業に適さないと判断される者

5. 出店者の選定

出店者は、公募型プロポーザル（企画提案型）方式とし、応募者より提出される企画提案書等の書面及びプレゼンテーションに対し、資料「ボートレース浜名湖中央スタンド2階食堂及び売店出店者募集プロポーザル実施要領（以下「資料」という。）」に基づき評価を行い、出店者を選定する。なお、資料は説明会参加者に対し配布する。

6. 応募の申込

（1） 申込期間

令和6年1月 25 日(木)から2月 28 日(水)まで

（2） 提出書類　各１部　※②③⑤は、10部提出すること

① プロポーザル参加申込書(様式2)

② 事業者の沿革(様式3)

③ 過去5年間の業務実績(様式4)

④ 誓約書(様式5)

⑤ 企画提案書(様式6)

⑥ 登記簿謄本(個人の場合は代表者の身元証明書※自治体が発行するもの)の写し

※提出日から3カ月以内のもの

⑦ 納税証明書　※提出日から3カ月以内のもの

・法人にあっては、法人税・消費税(様式その3の3※所管税務署が発行)

・個人にあっては、直近1年間の住民税

⑧ 財務諸表(過去3年分)

・法人にあっては、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(作成している場合)、税務申告書の写し、勘定科目内訳書

・個人にあっては、確定申告書の写し

⑨ 営業許可証の写し(任意の1箇所分)

⑩ フランチャイズ加盟が分かるもの　※フランチャイズ方式で出店を行う場合

出店者に選定された場合は、フランチャイズ契約書(写)の提出を求める。

※守秘義務に該当する箇所は塗りつぶし可とする

（3） 提出方法

下記宛先に郵送にて提出すること。 ※令和 6 年2月 28 日(水)必着

＜宛先＞〒431-0398　静岡県湖西市新居町中之郷 3727-7 浜名湖競艇企業団　総務課　経営企画グループ

（4） 応募に関する留意事項

① 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とする。

② 提出された全ての書類等は返却しない。

③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等によるもので、企業団の承諾を得た場合の他は認めない。

④ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円、計量単位は特別に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51条)に定めるものとする。

⑤ 通信事故による提出遅れについては、企業団は一切の責任を負わない。

7. 経費の負担

別紙「費用負担一覧表」のとおり。

特記事項

（1） 施設使用料は原則当該月分をその月の末日までに納付すること。

なお、レースが荒天等により中止順延となる場合の使用料は下記のとおりとする。

①6レース終了後に中止が決定した場合（順延なし）

レースは1日分開催したとみなされるため、当日分の使用料を納付すること。

②6レース終了前に中止が決定した場合（順延もしくは代替）

レースは 1 日分未消化とみなされるため、当日分は納付なし。ただし、順延日もしくは開催予定のレースに1日追加開催する代替日に営業し、その 1 日分を納付すること。

（2）保証金は使用開始前に使用料の 1 月分（30 日分）に相当する金額を納付すること。
なお、施設使用期間が終了した後、金利を付さずに還付する。

（3）ガスを使用する場合は企業団が指定する供給会社と出店者が直接契約すること。
なお、売店でのガスの使用はできない。

8. 使用条件等

（1）防災上の配慮

・消防法などの関係諸法令を遵守すること。

・防災備品（ヘルメット等）を使用物件に完備すること。

・消防から指導がある場合は誠実に対応すること。

（2）商品の搬入

・来場者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう注意すること。

・搬入経路や時間については、決定した出店者と協議の上決定する。

（3）衛生管理

・食品衛生法及び関連法令に規定されている条項を遵守し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止等、衛生管理義務に努めること。

・出店者は物件内を常に清潔に保ち、空調やグリストラップ等の設備清掃も定期的に行うこと。

（4）損害賠償

・施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入すること。

・出店者の責めに帰すべき事由により食中毒や火災等が発生し、企業団又は第三者に損害を与えた場合は、その一切の責任を負うこと。

（5）メニュー・価格・サービス

・より高い品質、味を確保したうえで、できる限り利用しやすい手頃な価格のメニューを検討すること。

・書面によりメニュー、価格、サービスについて事前に企業団へ届け出ること。メニューの追加や変更、価格の変更等がある場合、その都度企業団に事前に届け出ること。

・ボートレース浜名湖及び BOATRACE 振興会が発行するサービス券の利用や企業団が主催するイベント、ファンサービスへは可能な範囲で協力をすること。

・企業団より来賓用等弁当を注文することがあるが、可能な範囲で協力をすること。

（6）商品の仕入れ・管理

・安全性等信頼できる業者から仕入れ、提供商品の瑕疵については出店者がすべての責任を負うものとする。

・商品管理には十分配慮し、品質保持に努めること。

・納品や準備、定期清掃等のため非開催日に店舗区画に入ることは可能とする。

・停電を伴う点検作業がある際は、協力の上、商品の保管対策を行うこと。

（7） 運営方法・体制

・出店者は営業が滞らないよう十分な従業員を確保し、店舗責任者を1名配置すること。

・営業に伴う関係法令上の手続が必要となる諸官庁への申請、届出等については、すべて出店者の責任、費用負担において行うこと。

（8） 出店イベント等

・出店者は企業団の承認を得て、使用物件外でも屋台等で販売を行うことができるものとし、販売場所や期間等については、販売希望期間初日の1カ月前までに申請すること。また、その際の保健所への届け出は企業団が行うものとする。

・上記の際、電源を使用する場合は企業団が定める電気料金を支払うこと。

・企業団の主催または施設貸出によるイベントにより、競走場内にて他の業者が屋台等で飲食品の販売を行う場合があることを了承すること。

（9） 緊急対応等

・事故や犯罪もしくはこれらに準じる事態が発生した場合には，飲食店利用者への影響回避を最優先として適切に対処すること。また、発生事項について早急に企業団に報告すること。

・企業団が年2回実施する防災訓練に原則参加し、災害発生時には企業団の指示に従い協力すること。

・感染症対策やその他緊急対応を要する場合、国やボートレース業界のガイドラインを遵守し、企業団の指示に従うこと。

（10） 防犯対策等

・営業時間、営業時間外を問わず、食堂及び売店内のトラブルは、未然に防ぐことが出来るよう管理を徹底すること

・現金については営業終了後に回収し、物件内に残さないよう努めること。

・トラブルがあった場合は出店者の負担と責任において対処し、企業団は責任を負わない。

（11） 定期報告

・出店者は売上状況やお客様からの要望等について、独自様式で毎月報告書を作成し、企業団に提出すること。

・定期報告以外にも、企業団から収支等に関する報告や販売データ等の提供を求められた場合は応じること。

（12） 入札参加資格者名簿への登録

・出店者は企業団に対して入札参加資格審査申請を行い、登録すること。

（13） 法令の遵守

・物件の使用や営業等に際し、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

9. 使用上の制限

（1） 使用物件は善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければならない

（2） 出店者は使用物件を許可された営業以外の用途に供してはならない

（3） 出店者は使用物件の営業する権利を他人に譲渡または再委託してはならない

10. 応募資格の喪失または出店の取消し

応募者又は出店者が次の要件に該当した場合は、応募資格の喪失または出店者の決定を取り消すこととする。また、これによる損害等を企業団に請求することはできない。

（1）提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
（2）選定委員やその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
（3）使用許可書交付前の出店者において、資金状況の変化等があったことにより、運営が困難であると企業団が判断したとき。
（4）応募資格に適合しなくなったとき、または本要領に違反したとき。
（5）著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として相応しくないと企業団が判断したとき。
（6）浜名湖モーターボート競走場の運営を妨害したとき。
（7）施設の秩序を乱すような行為があったとき。
（8）施設を故意に損傷させたとき。
（9）正当な理由なく、1月において使用日の2分の1以上使用しなかったとき。
（10）使用料を納付しないとき。
（11）使用許可を受けた行為を指定された場所以外で行ったとき。
（12）暴力団又は暴力団に類する団体若しくはこれらの団体の構成員に関係したとき。
（13）（1）～（12）に定めるもののほか、企業団の指示に従わなかったとき。

11. 原状回復

（1）契約期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、出店者は自己の費用で企業団が指定する期日までに使用物件を原状に回復したうえで、返還すること。
（2）出店者が原状回復の義務を履行しないときは、企業団がこれを行い、その費用を出店者に請求できることとする。

12. その他

（1）説明会（資料配布及び概要説明等）

希望者に対し、資料を配布し、募集についての概要説明や現地見学を実施する。
<u>※説明会への参加は任意とする。</u>
日　　時：令和6年1月 29 日（月）、2月7日（水）
午前10時から午後4時
場　　所：浜名湖競艇企業団事務所
参加方法：上記期間において、説明会を希望する日時を事務局に対し、電話又は電子メールにて連絡し、事前にアポイントを取ったうえで、説明会参加申込書（様式1-1）を用いて、電子メールにて提出すること
提　出　先：hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp
申込期限：希望する日の前日の12：00まで
※場合により、他の希望者と合同で説明会を行う可能性があることを留意すること
※上記日程で都合がつかない場合は別途相談すること
※説明会では原則質疑に応じないため、質疑がある場合は下記（2）の方法で提出すること

（2）質疑回答

提出方法：質疑回答書（様式 1-2）を用いて、電子メールにて提出すること
受付期限：令和6年2月8日（木）まで
提　出　先：hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp
回答方法：令和6年2月 12 日（月）までに説明会参加者全員に電子メールにて回答する。
質疑回答は、ボートレース浜名湖 HP にも掲載する。

（3）参加辞退

応募後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を直接持参もしくは郵送にて速やかに提出すること。

（4）スケジュール（予定）

	項目	日程
1	募集の公告	令和6年1月 25 日（木）から
2	説明会（資料配布及び概要説明等）	令和6年1月 29 日（月）、2月7日（水）
3	質疑受付期間	令和6年2月8日（木）まで
4	質疑回答	令和6年2月 12 日（月）まで
5	応募申込期間	令和6年1月 25 日（木）から2月 28 日（水）まで
6	面談（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年3月 13 日（水） ※応募多数の場合は、変更の可能性有り
7	プロポーザル選定結果通知	令和6年3月下旬
8	使用許可手続き	令和6年4月頃から
9	既存店舗の原状回復工事及び新店舗オープン準備	令和6年4月上旬から
10	使用開始（営業開始）	令和6年夏頃（予定）

13. 問い合わせ先（事務局）

浜名湖競艇企業団　総務課　経営企画グループ
電　話：053-594-7112
メール：hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp

別紙

費用負担一覧表

項目		企業団	出店者	備考
建築工事費	床、天井、壁	●		保守、修繕含む
	カウンター	●		保守、修繕含む
	防火シャッター	●		保守、修繕含む
	ファサード等	●		保守、修繕含む
	客用テーブル、椅子	●		保守、修繕含む
電気設備工事費	電投及び動力電源	●		保守、修繕含む
	基本照明	●		保守、修繕含む
	コンセント	●		保守、修繕含む
	非常照明、誘導灯、自火報等	●		保守、修繕含む
機械設備工事費	給排水衛生	●		保守、修繕含む
	スプリンクラー、フード消化	●		保守、修繕含む
	空調換気、機械排煙等	●		保守、修繕含む
	給水機	●		保守、修繕含む
施設使用料			●	
保証金			●	
光熱水費			●	
追加導入工事費	サイン、メニュー看板		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	厨房機器		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	備品什器（券売機、レジ等）		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
	その他造作の導入費		●	出店者の負担で設計・購入・設置工事
建物付属設備の改修費			●	
食材費			●	
商品の仕入れ管理			●	
各種維持管理費用	エアコンフィルター		●	
	蛍光灯、管球交換		●	
	給水機		●	清掃、消毒等
営業用消耗品	調理器具、食器類		●	
	客席用紙ナプキン、ふきん等		●	
	清掃用具		●	
	防災備品（ヘルメット等）		●	
	事務用品		●	
衛生管理費	厨房内消毒作業		●	
	駆虫、駆獣		●	
	従業員保健衛生管理		●	
	食品衛生法に基づく衛生管理		●	
清掃	食堂ホールの日常清掃		●	椅子、テーブル、床、窓等
	売店及び売店周辺の日常清掃		●	
	食堂定期清掃	●		食堂ホール床面ワックス等

	厨房内日常清掃		●	グリストラップ、グリスフィルター、床、シンク、什器、トイレ等含む
	厨房内定期清掃		●	グリストラップ、グリスフィルター、レンジフード、ダクト含む
廃棄物処理費			●	
保健所への営業許可手続き			●	
人件費			●	求人含む
被服費			●	
通信費			●	電話、LAN 工事等含む
宣伝費			●	
保険料			●	

提示資料

（1）中央スタンド2階食堂図面（現状）

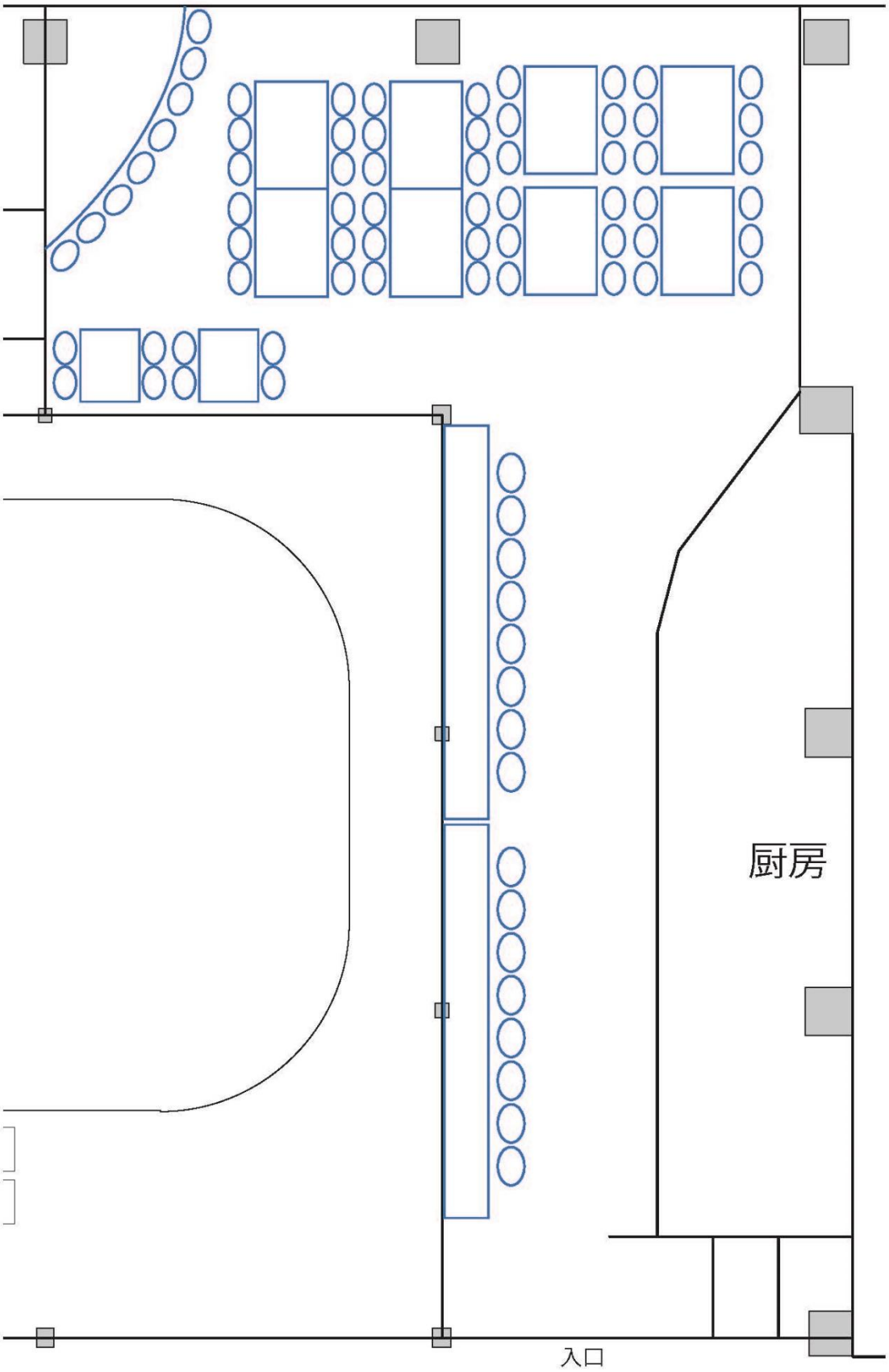

中央スタンド２階食堂厨房図

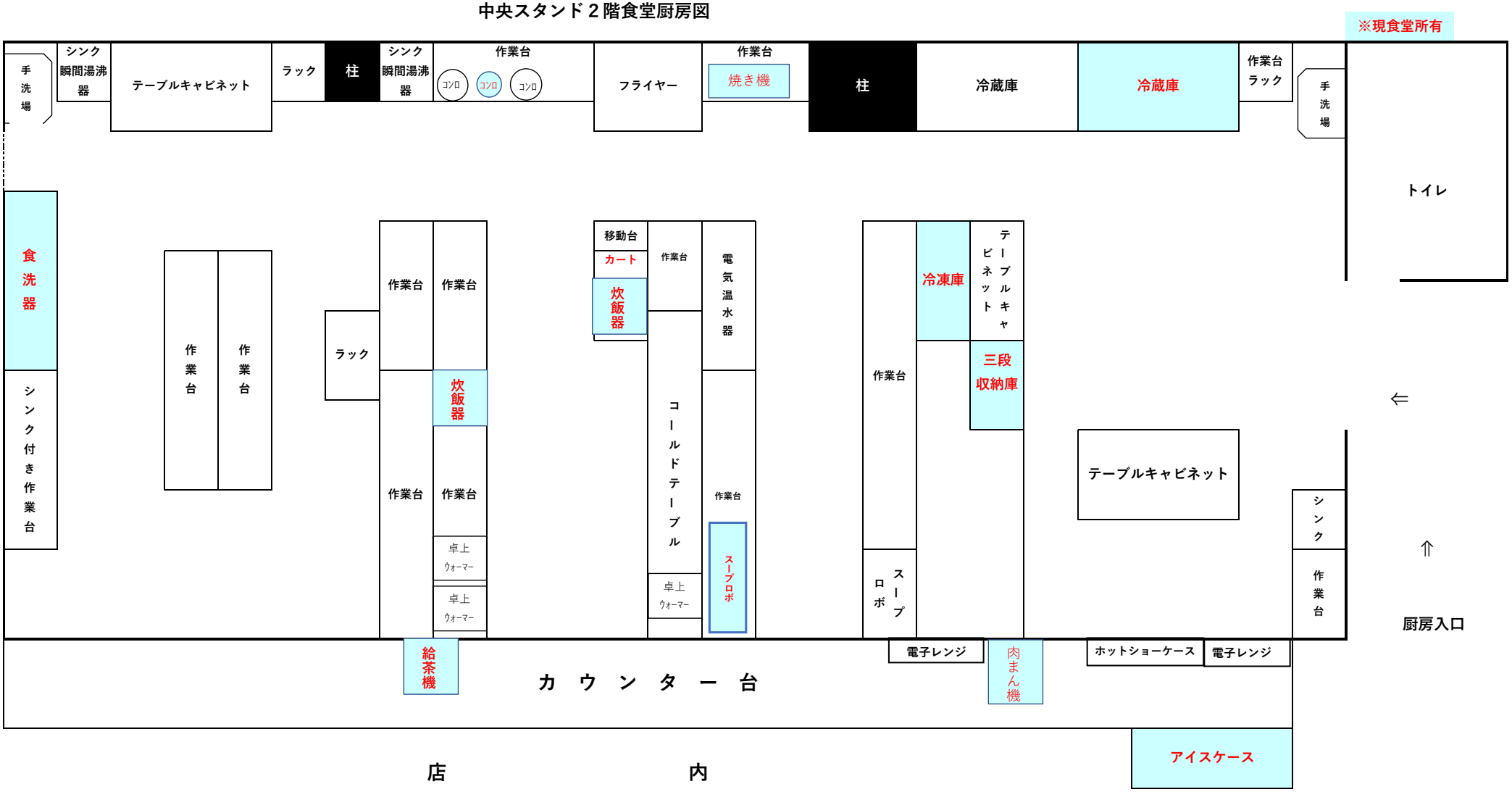

※企業団が所有する厨房備品について、使用を希望する場合は無償貸出する。ただし、機器にかかる各種維持管理費用は出店者の負担とする。

※貸出する機器類に故障等の不具合が生じ、使用不可能な状態となった場合、使用機器の新規導入費用については出店者の負担とし、出店者が設置する設備は、退去の際に出店者の費用で撤去すること。

（2）中央スタンド2階売店図面（現状）

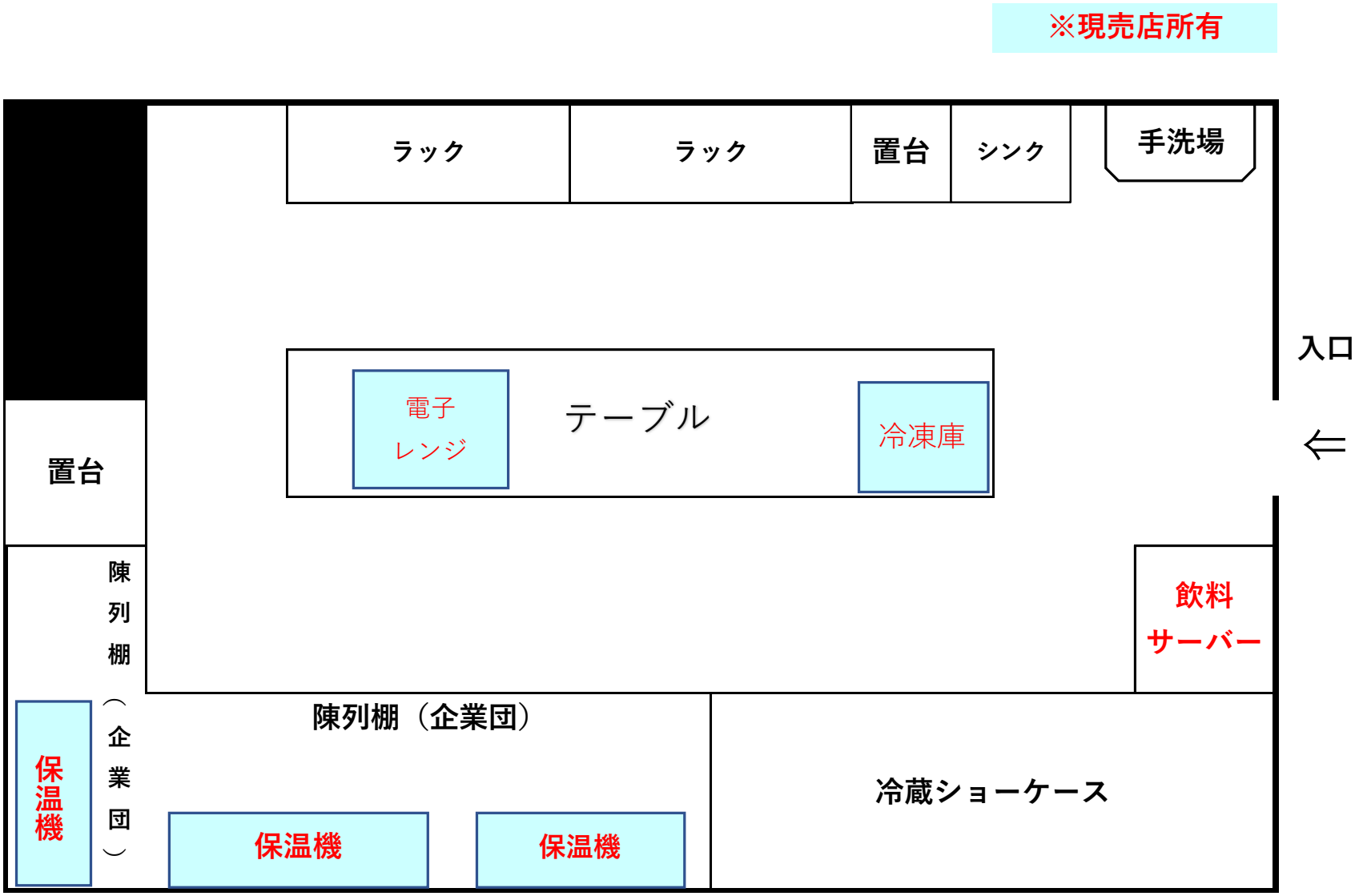

(3)設備諸条件

店舗		2階食堂		2階売店	
面積	厨房	85.00	㎡	-	㎡
	倉庫、控室、客席	221.00	㎡	22.14	㎡
	合計	306.00	㎡	22.14	㎡
電灯		0.098	KVA/㎡	0.83	KVA/㎡
		メーター有 30	KVA	メーター有 10	KVA
動力		メーター有 0.224	KW/㎡	-	KW/㎡
		70.0	KW	-	KW
弱電用空配管					
給水		メーター有 50	A	メーター有 20	A
排水		50	A	50	A
GT(グリストラップ)		1000	L	-	
ガス(都市ガス 13A)		50	A	-	A
厨房排気		9000	㎡/h	-	㎡/h
空調	厨房	138.3	W/㎡	-	W/㎡
		11.2	KW	-	KW
	倉庫、控室、客席	449	W/㎡	-	W/㎡
		56+46=101	KW	-	KW

（4）募集食堂・売店付近現況写真

① 2階食堂

② 2階売店
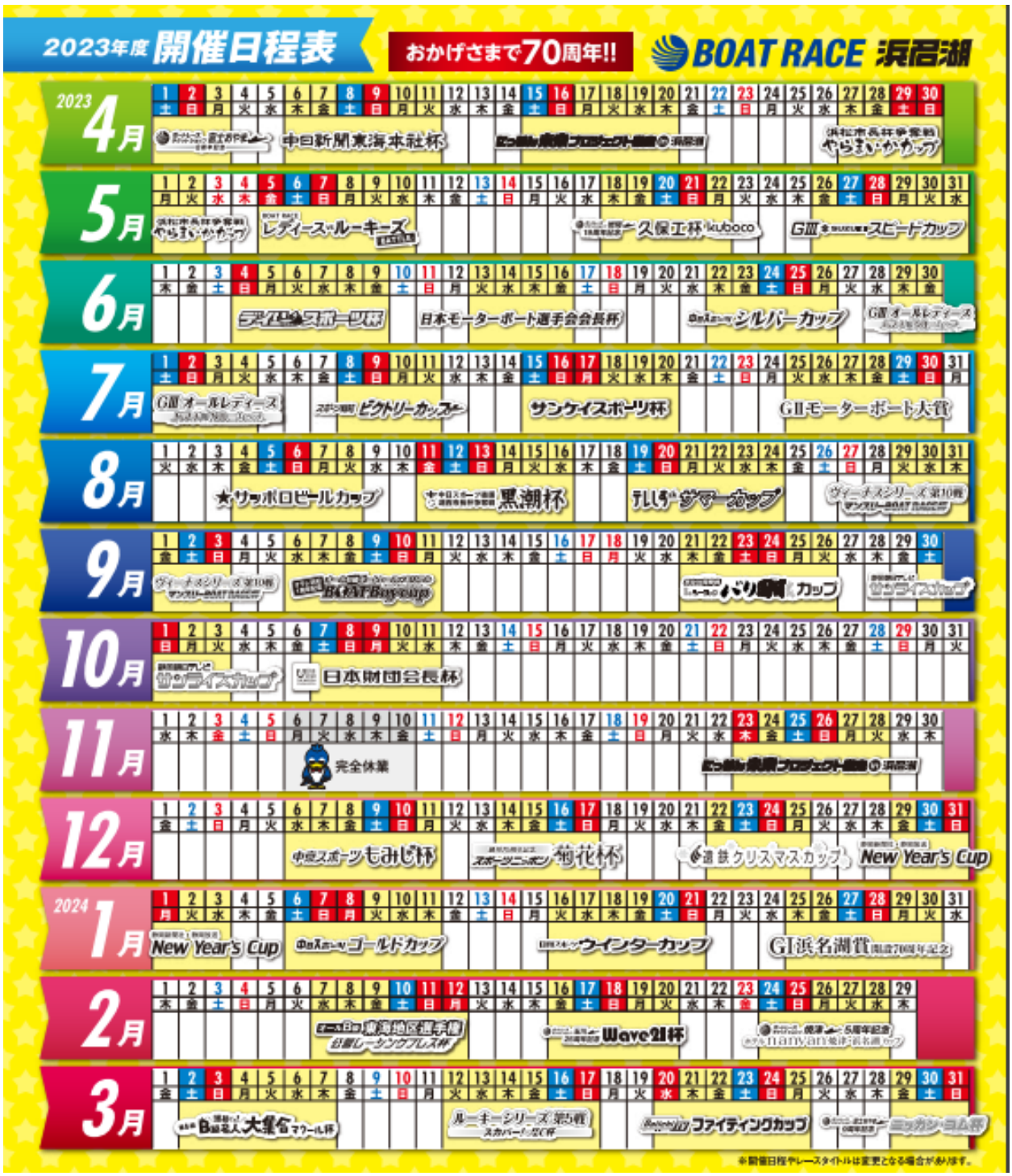
（5）令和 5 年度ボートレース浜名湖開催日程表（令和6年度開催日程の公表は令和6年2月下旬を予定）